

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第270号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 質問事案の概要

1 公文書公開請求

令和6年1月22日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R5年度（○○○土地改良区に係る）定期検査及び結果内容が分かる書類全部 監察局法人検査課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和6年2月1日、実施機関は、本件請求に係る公文書の存否を答えること自体が検査実施の有無を明らかにすることになり、条例第8条第4号の非公開情報を公開することとなるため、存否を答えることができないとして、当該公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否する、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和6年2月16日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 質問

令和6年6月5日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき質問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

徳島県情報公開条例第11条の規定により次のとおり請求を拒否することと決定したが本来あるべき書類を隠した。法人の定期検査の公開請求しながら、あるとかないとか言えないとは可笑しいので書類を出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

公文書公開請求書記載の「R 5年度（〇〇〇土地改良区に係る）定期検査及び結果内容が分かる書類全部」は、無通告検査実施時に検査対象団体に通知する「土地改良法に基づく検査の実施について（通知）」（以下「検査通知書」という。）及び通告検査実施後に検査対象団体に通知する「土地改良法に基づく検査の結果について（通知）」と推察される。

無通告検査実施時に検査対象団体に通知する検査通知書及びその立案文書には、無通告検査及び通告検査の実施日が記載されており、検査実施日が通告検査が終了する前に明らかになった場合には、検査に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にするおそれがあることから、検査実施日は条例第8条第4号に掲げる非公開情報に該当する。当該公文書を部分公開若しくは非公開とした場合には、当該公文書の存在が明らかとなり、検査を実施することが判明し、公開したのと同様の効果が生じる。

また、当該公文書が不存在であることを理由に拒否決定とした場合には、検査を実施していないことが判明し、検査団体の過去の検査周期から後日検査が実施されることが類推される。

以上により、当該公文書の存否を答えること自体が検査実施の有無を明らかにすることになり、条例第8条第4号の非公開情報を公開することとなるため、条例第11条の規定により本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年 6月 5日	諮問
令和7年11月 5日 第2部会（第28回）	審議
同年 12月 4日 第2部会（第29回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、令和5年度の〇〇〇土地改良区に係る定期検査の結果及び内容が分かる書類のうち、法人検査課において保有するものの公開を求めるものである。

実施機関は、本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否して

いる。

これに対して、審査請求人は、存否を明らかにしないで拒否するのはおかしいと主張しているため、本件請求について、存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる要件を満たしているか、すなわち、本件請求に係る公文書の存否を答えることが条例第8条第4号の非公開情報を公開することとなるかを検討する。

2 非公開情報該当性について

(1) 条例第8条第4号について

条例第8条第4号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、」同号イからホまで「に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について、県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を担保する観点から、公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開情報として定めたものである。

(2) 土地改良区の検査について

土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づいて、極めて高い公共性・公益性を付与されており、事業実施には多額の公費が投じられ、税制の各種優遇措置が認められている団体であって、その運営には厳正を期することが求められている。一方で、土地改良区の組織運営体制が不適切な場合には、不祥事件が発生するおそれがあることから、不祥事件を未然に防止するため、行政による指導・監督の一環として、県による検査が行われている。

本県の場合、事前検査は、その実効性を確保するため、無通告で行うこととされている。事前検査では、受検者に対して本検査の日程を記載した検査通知書が交付されるため、受検者はこの通知により初めて本検査の日程を知るところとなる。

実施機関に確認したところ、もし検査通知書が公開され、第三者が検査実施を知ることとなると、噂に基づく情報提供が多数寄せられ、通常は行わないような特別な検査を求めるといった検査担当者に対する過度の要求にとどまらず、情報提供 자체への対応と情報の真偽の確認にも時間を取られ、検査担当者は十分な検査の準備ができなくなるほか、部外者が検査当日に会場へ押しかけることで、円滑な検査の実施が困難となるおそれがあるとのことである。

したがって、土地改良区の検査の日程は、当該土地改良区に対する定期検査が終了する前に、又は当該年度が終了する前にこれを公にすることにより、監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第8条第4号に該当する。

なお、事実関係がほぼ共通している、平成29年度の土地改良区の定期検査に關

する公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した事案について、審査会は令和5年12月19日付け答申第21号において、土地改良区の検査の日程は条例第8条第4号に該当すると判断している。

3 存否応答拒否について

実施機関によると、〇〇〇土地改良区に対する検査は、令和5年度は実施していないということであるから、令和6年1月22日の本件請求の時点においては、検査の日程は、条例第8条第4号に規定する非公開情報に該当する。

そして、本件請求に係る公文書を部分公開又は非公開とした場合には、公文書の存在が明らかとなり、検査の実施が間近なことが判明し、公開したのと同様の効果が生じる。当該公文書が不存在であることを理由に拒否決定とした場合には、検査を実施していないことが判明し、〇〇〇土地改良区の過去の検査周期から後日検査が実施されることが類推される。

したがって、本件請求に係る公文書の存否を答えることが、条例第8条第4号の非公開情報を公開することとなるため、条例第11条の規定により、公文書の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否すべきとの実施機関の説明については、特に不合理な点は認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榎本 久実	税理士	